

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年8月7日(火)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター第3会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	林 喜太郎	委員	2番	及川正義	委員
3番	金杉勝城	委員	4番	布施陽子	委員
5番	高品文敬	委員	6番	椎名寛	委員
7番	布施行雄	委員	8番	小林須美子	委員
9番	太田憲一	委員	10番	大木武一	委員
11番	鈴木茂	委員	12番	佐藤正剛	委員
13番	石田利之	委員	14番	安藤幸春	委員
15番	穴澤久男	委員	16番	伊藤栄治	委員
17番	渡邊弘仁	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番	伊藤輝夫	委員	19番	秋山菊次	委員
20番	布施利雄	委員	21番	加瀬安男	委員
22番	並木昭男	委員	23番	鎌形豊	委員
24番	山崎幸治	委員	25番	塚本繁雄	委員
26番	木原正勝	委員	27番	江波戸和男	委員
28番	八木正雄	委員	29番	石橋誠	委員

4 欠席委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地利用最適化推進委員の議席の指定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 8件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 30 年 8 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いいたします。

議長 本日、出席農業委員は 17 名中 17 名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、3 番金杉勝城委員、4 番布施陽子委員を指名
いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の議席の
指定について」を議題といたします。
匝瑳市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議席は、くじで定める
こととなっております。
ただ今からくじ抽選を行います。くじを引きましたら、くじの番号並び
に氏名の報告をお願いします。

(くじ抽選)

議長 それでは、議席のくじ抽選結果を事務局より報告願います。

【事務局、議席番号と氏名を朗読】

議 長 　ただ今、朗読したとおり、議席を指定いたします。決定した議席へ御着席ください。

（議席を移動）

議 長 　次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案第2号の番号1番と2番、4番から12番まで及び14番と15番は、利用権設定に関する件であります。番号3番と13番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から15番までを議案書を基に朗読】

番号1番から15番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号6番、8番、10番については、議案第4号の番号2番から4番までの一時転用許可に付随する案件であるため、番号12番については、議案第4号の番号5番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 　番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号2番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

7番 　番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

5番 　番号4番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号5番、7番、9番及び11番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号6番、8番及び10番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思

います。
番号12番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思

9 番 番号 1 3 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1 5 番 番号 1 4 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2 番 番号 1 5 番について、譲受人は新たに農地を賃借し農業経営を行うもの
です。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま
す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第 3 号、番号 1 番を議案書を基に朗読】**

番号 1 番について、作業場及び住宅用地として畑 1 4 3 m²に計画するも
のです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま
す。

13番 番号1番について、作業場及び住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。なお、本件には始末書が添付されています。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第4号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、倉庫及び駐車場用地として畑191㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番から4番までの譲受人は同一です。申請地に営農型太陽光発電施設用地として畑3筆合計1,535㎡の内0.2㎡に計画するものです。農地区分と転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、申請地に営農型太陽光発電施設用地として畑4,203㎡の内0.49㎡に計画するものです。農地区分と転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号6番について、専用住宅用地として畑400㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 　番号1番について、自宅に隣接する申請地を業務用の倉庫と自家用車2台分の駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

5番 　番号2番から4番までについて、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

3番 　番号6番について、譲受人は実家で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を譲受人夫婦と子二人とで生活するための専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 　議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。
あっせん申出番号1番について、畑5筆を売買したいとのことです。
あっせん申出番号2番について、畑4筆を貸借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎幸治委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に14番安藤幸春委員、26番木原正勝委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎幸治委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に14番安藤幸春委員、26番木原正勝委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が8件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務

局長専決により書類を受理しました。

議長 　　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 　　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農地利用最適化推進委員の議席の指定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定につ
て 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につ
て 6件
議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 8件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年8月7日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉
会いたします。